

令和2年度 着手

令和7年度 廃止

## 緊急防災工事廃止処理計画書

県営 蟹沢地区

農用地保全施設整備

(ため池等整備「地震・豪雨対策型」) 事業

## 第1章 廃止の要旨

### 第1節 事業の概要

本地区は、上越市の北西部（大豆）に位置し、下流には公共施設や宅地が多数存在している。本ため池は明治34年の築造で、地元としては昔からの重要な水源として、受益面積2.0haの農地を担ってきたため池である。

平成25年度に実施した耐震点検の結果、地震時の安全率が1.2未満であることが判明し、また洪水吐も計画洪水量に対して流下能力不足であることも確認されている。

よって、本事業により、堤体、洪水吐を改修することにより、ため池の決壊等による農地、農業用施設、人家等への災害を未然に防止することができる。

### 第2節 廃止の理由

事業開始後、工事实施のため地質調査と測量設計を実施したところ、当初計画を上回る整備が必要になることが確認された。

その後、上越市と地元関係者を含めて協議を重ねたところ、受益地が他の用水源で営農可能なことが確認できたため、農業用ため池としての機能を廃止することとなった。

## 第2章 事業の処理に関する事項

### 第1節 事業の進捗状況

令和2年度から3年度にかけて、本事業においてため池改修工事の調査、設計業務を実施したが、改修工事には着手していない。

### 第2節 今後の計画

受益地が他の水源で営農可能な状況であることから本事業を廃止する。

事業廃止後の整備については、関係者と調整を図る。

## 第3章 その他必要な事項

該当なし